

(画地、街区)

1 画地の設計の留意事項

- (1) 画地は、原則として2画地配列とし、画地の裏界線は街区内を直通あるいは連続させ、側界線は表界線に直交させる。(図1-1)
- (2) 画地の形状は、できるだけ整形にする。
- (3) 画地は、原則として接続する道路の中心高より10センチメートル以上高くする。
- (4) 画地どうしの高低差は原則として3メートル未満とする。
- (5) 画地内には、自家用自動車の駐車が可能な面積をとること。
- (6) 画地の最小面積は200平方メートルを基準とする。ただし区画上やむを得ない場合は市長と協議の上定める。
- (7) 画地には原則として1辺にU型側溝またはL型側溝が接するものとする。
- (8) 画地が、路地上部分のみによって道路に接する場合にはその画地の路地状部分の幅員は、次の各号に掲げる限度以上としなければならない。但し、共用の場合は別途協議するものとする。
  - ① 画地の路地状部分の長さが10メートルまでのときは、2メートル
  - ② 画地の路地状部分の長さが20メートルまでのときは、3メートル
  - ③ 画地の路地状部分の長さが20メートルをこえるときは、4メートル
  - ④ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のときは、①の2メートルを3メートル、②の3メートルを4メートル、③の4メートルを5メートルに改めるものとする。  
(路地状部分の隅切りについては、別途協議する。)
- (9) 画地は鉄道、自動車専用道路、堤防、公園、小学校敷地あるいは風致ある水辺等に直接面しない。
- (10) 住宅用画地が幹線道路沿いに配置され緩衝緑地帯によって遮断されたり、または歩行者専用道路沿いに配置される場合は、原則として裏側の区画道路等からアプローチする。

2 街区の設計の留意事項

- (1) 街区の形状は原則として長方形とする。
- (2) 街区の短辺は20～35メートル、長辺は120メートル以内を標準とする。(図2-1)

図 1-1

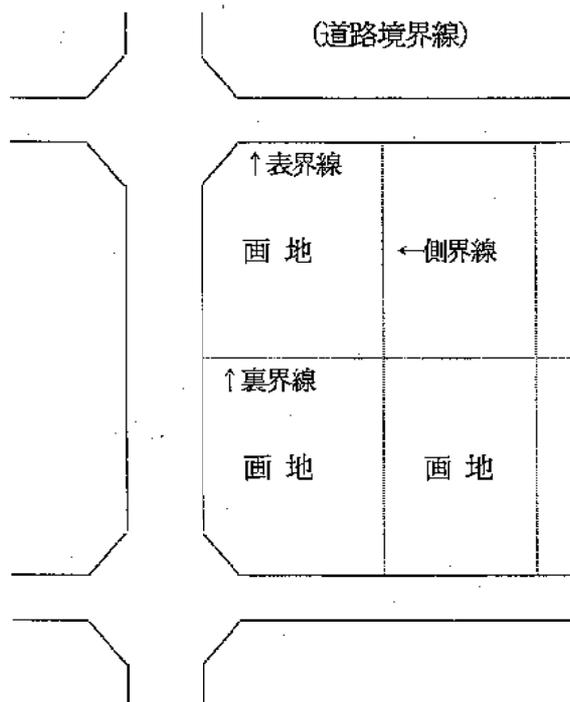
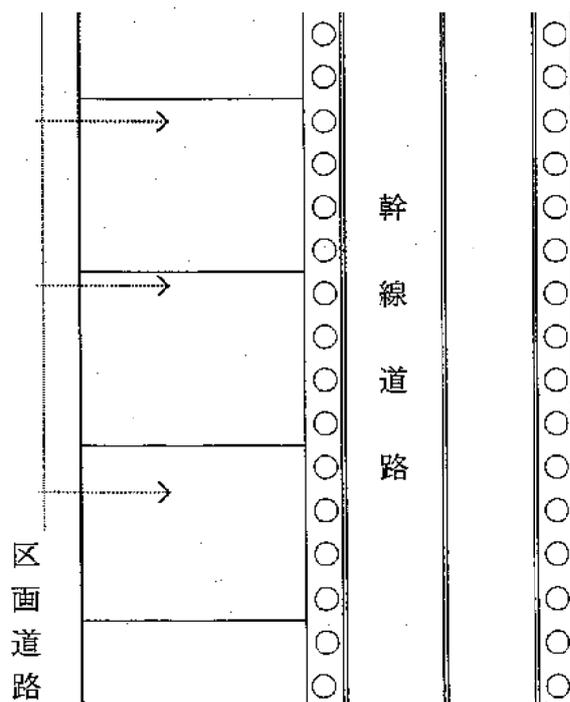
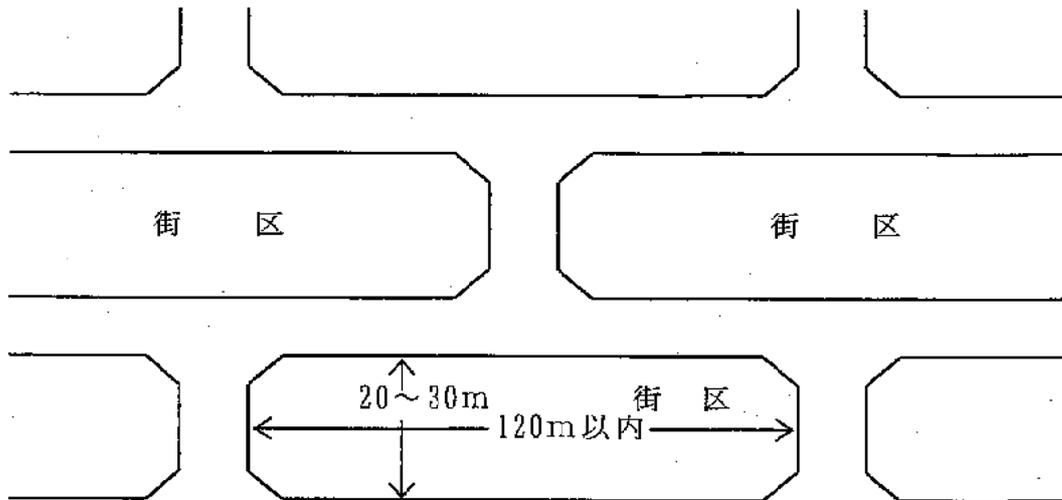


図 1-2



注 ○は街路樹

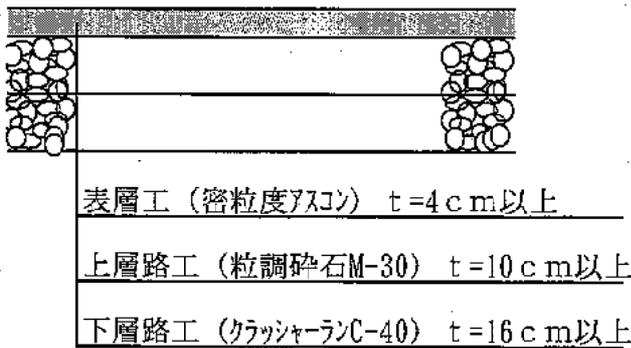
図. 2 - 1



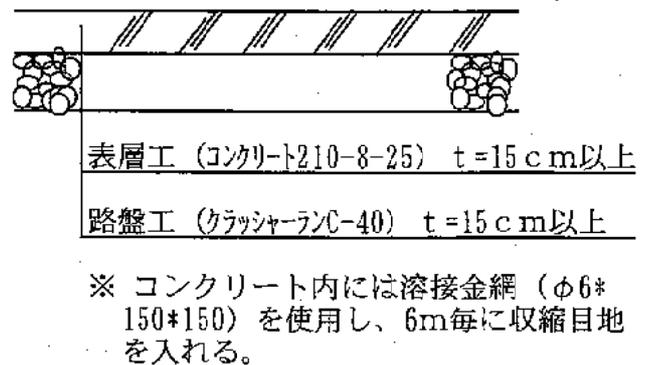
(道路)

- 1 開発区域に設置する道路は、開発区域の規模、並びに予想される交通量等に応じ車道幅員4メートル以上とし、細部については道路構造令による。ただし、開発区域面積が3000平方メートル以上については、都市計画法及び、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例によるものとする。
- 2 道路の縦断勾配は原則として9パーセント以下とし、やむを得ない場合でも12パーセント以下とする。ただし7パーセントを越える場合は厚さ3センチメートル以上の滑り止め舗装を施することとする。横断勾配は、1.5~2.0パーセントとする。
- 3 開発行為により設置する道路は、アスファルトまたはセメントコンクリートにより全面舗装し、舗装構造は下記のとおりとする。ただし幹線道路等の場合はこのかぎりではなく、それぞれの舗装要綱により定めることとする。

〈 アスファルト舗装 〉



〈 コンクリート舗装 〉



- 4 開発行為により設置される道路には、市長が必要と認める箇所にガードレール、カーブミラー、白線、歩道橋等の安全施設及び擁壁等防護施設を設けること。
- 5 開発区域外との接続道路及び開発区域内に設置する道路が交差する場所並びに曲がりかどには、都市計画法及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例に定めるところのすみ切りをしなければならない。(別表1)
- 6 開発行為により設置される橋梁は、1等橋とする。ただし、道路幅員、利用状況等により市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- 7 開発区域内道路には電柱等交通の障害となるような施設を設けてはならない。
- 8 開発区域内の主要な道路は、原則として区域外の国、県または、市道等に接続しなくてはならない。ただし、接続すべき開発区域外の道路の幅員は、原則として4メートル以上とする。

但し、既存の道路(公道)がある場合は、3メートル以上とすることができる。

(1) 道路(公道)が3メートル未満の場合

ア 延長35m以下の場合、3m以上に拡幅する。

イ 延長35mを超える場合は、3m以上に拡幅し、区間35m以内ごとに待避場を設ける。(図8-1)

9 開発区域に係る建築基準法第42条第2項の後退部分の道路については、整備を行い原則として市に無償譲渡すること。(図9-1)

10 道路を設置する場合は原則として通り抜けとすること。ただし、施行区域に接して将来開発が予想される敷地がある場合は、通り抜けとなるような措置をとること。

11 道路は原則として、袋路状としてはならない。ただし、次の場合を除く。

(1) 幅員6メートル以上の場合

(2) 車道幅員4メートル以上で延長が35メートル以下の場合。

(3) 車道幅員4メートル以上で延長が35メートルを超え、終端及び区間35メートル以内ごとに建設大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。

12 道路構造物の設計については、土木構造物標準設計(建設省道路局)に準ずること。

13 当該事業の工事等により破損させた既存道路の修復は、開発者が責任をもって行うものとする。

14 幹線道路(道路幅員12メートル以上)については、次の項目に留意すること。

(1) 幹線道路の交差点は、直角または直角に近い角度で交差させることとし、くいちがい4差路交差点や、5差路以上の交差点をつくってはならない。

(2) 幹線道路と区画道路の直結はできるだけ避け、交差点の数をなるべく少なくする。交差点間隔は、原則として200メートル以上とする。

(3) 交差点は、なるべく平坦とし十分な視距離をとる。

(4) 交差点の容量増大と交通安全のため必要に応じて右左折車線、導流島、安全島等を設ける。

15 補助幹線道路(道路幅員9メートル以上)は、区画道路からの交通を集め、効率よく安全に幹線道路に誘導し、また幹線道路から区画道路へ分散する交通を導く道路であり、日常生活にとっても非常に重要な生活幹線道路であることに留意の上設計を行うこと。

16 区画道路(車道幅員4メートル以上)については、次の項目に留意すること。

(1) 不必要な通過交通を排除し走行速度の上昇を抑え良好な居住環境を維持するため、区画道路網としては閉鎖型とする。またその形態は、U字取付やI字交差によって形つくられる段階構成型とする。また直線的に長い系統性を持たせることを極力避けること。(図16-1)

(2) 歩行者専用道路の設置を考慮し、その機能が十分に果たし得るよう、区画道路と歩行者専用道路との交差が少なくなるよう配慮する。

(3) 区画道路と幹線道路を直接接続させることはできる限り避け、幹線道路とは補助幹線道路によって接続する。

(4) 幅員の差のない区画道路の10字路は原則として避ける。

(5) U字取付の場合は、必ず歩行者用通路を設け2方向避難を確保する。(図16-2)

(6) 歩行者専用道路の幅員は、2メートル以上確保するものとする。

図 8-1

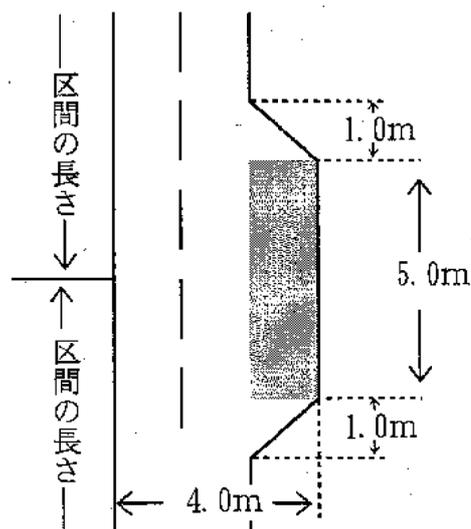
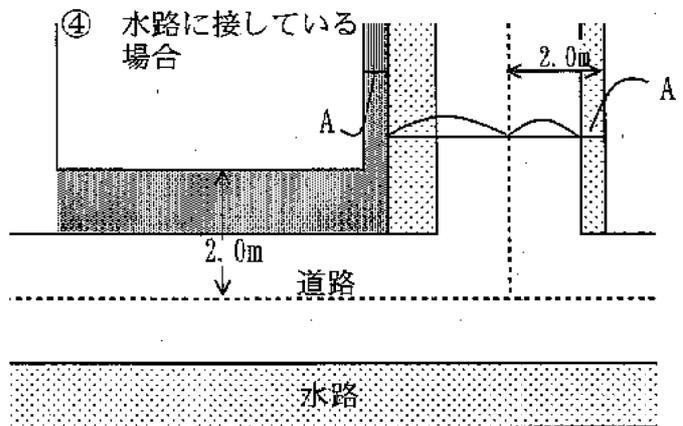
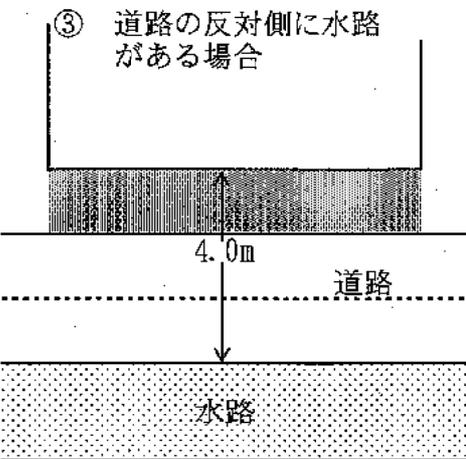
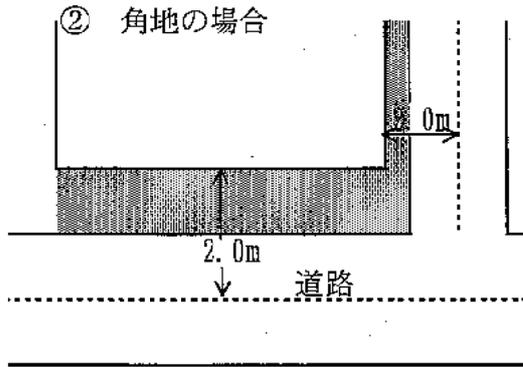
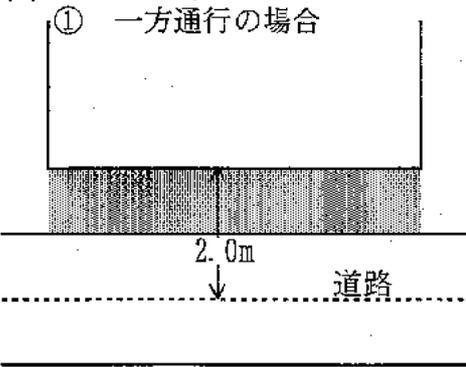
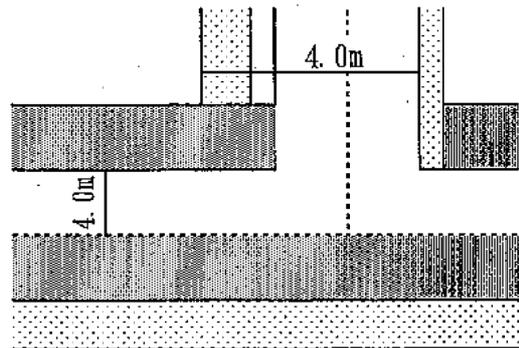
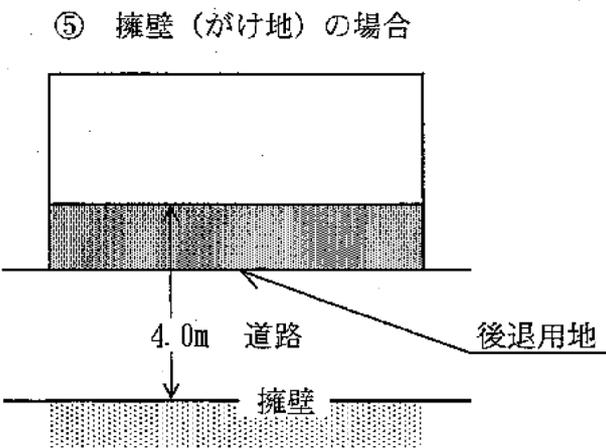
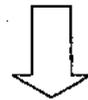


図4-1



※水路幅員が1.0mを超える

※水路幅員が1.0m以下 後退完了後



※H-30m以上でかつ30°を超える。  
30m未満の場合は中心後退とする。  
かつ30°以下

図 16-1

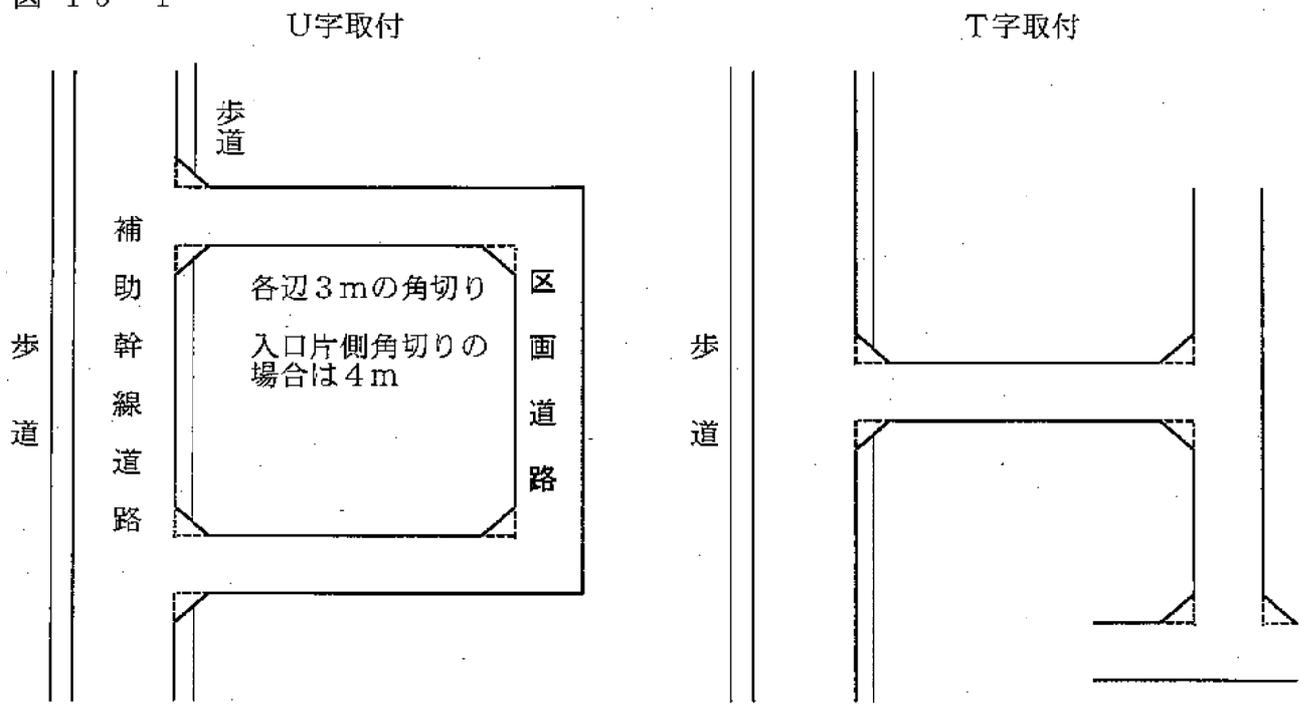
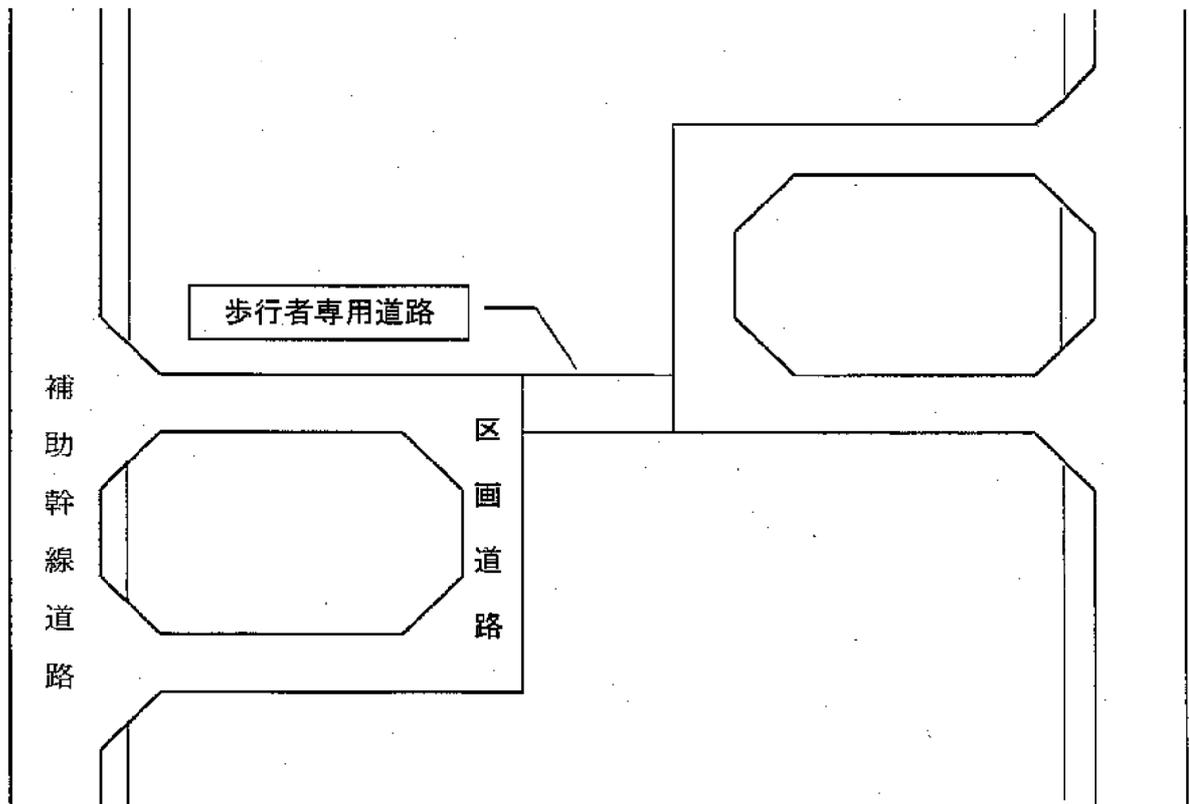
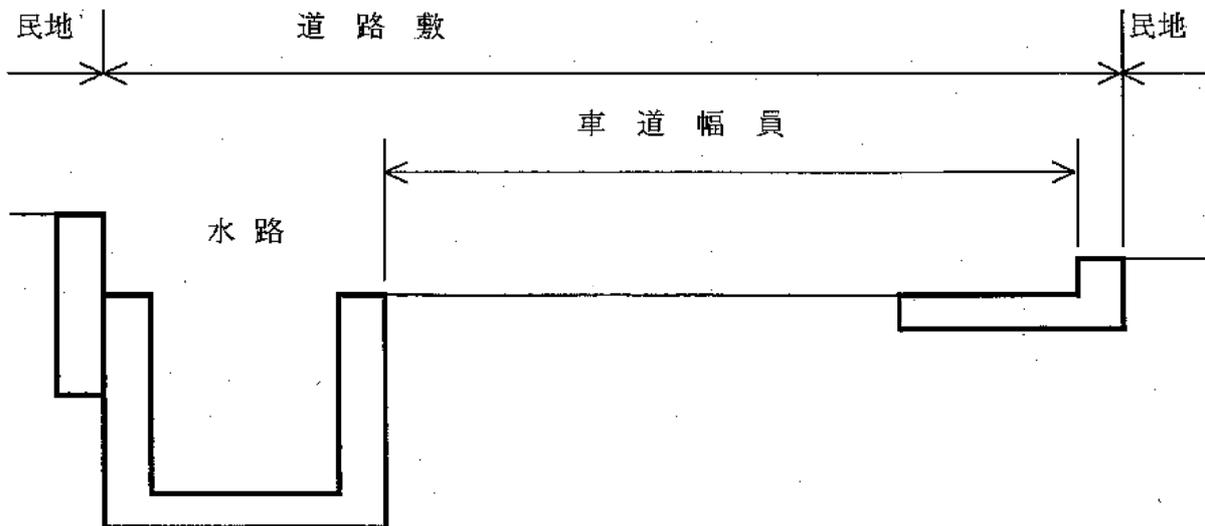
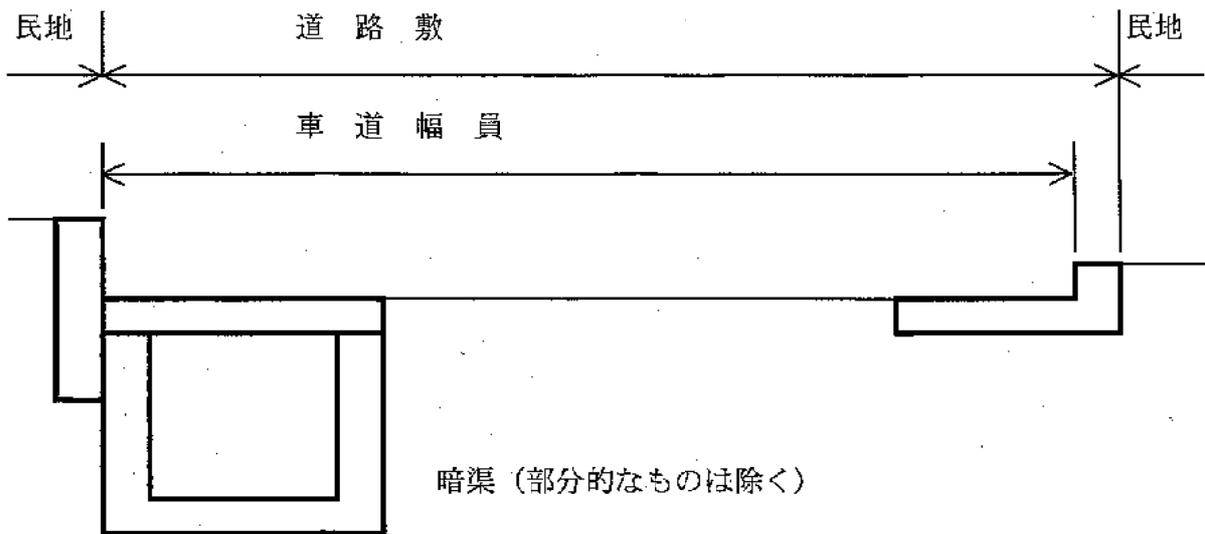


図 16-2



車道幅員は下図による。



(公園、緑地)

- 1 公園面積は、下記のとおり定めるものとする。
  - (1) 開発面積が3000平方メートル未満の場合は、公園の設置を要しない。ただし、開発計画戸数が10戸を超えた場合は、原則として開発面積の3パーセント以上の広場を確保するものとする。
  - (2) 開発面積が3000平方メートル以上で、都市計画区域内の場合は、都市計画法33条の許可基準どおりとする。
  - (3) 開発面積が3000平方メートル以上で、都市計画区域外の場合は山梨県宅地開発の基準に関する条例の設計基準によるものとする。
- 2 公園敷地の形状は原則として利用者が有効に使用できる形状とする。
- 3 公園の敷地はできるだけ平坦とし、15度以上傾斜した部分(遊戯施設を有効利用するため必要である土地の部分は除く)を含んではならない。また低湿地、高圧送電線下となる場所には原則として設けてはならない。
- 4 公園の敷地と隣接敷地(道路を含む)との高低差は、やむを得ない場合を除き3メートル以内とし、植樹、柵等で完全に周囲と分離すること。



- ① 公共用に供する管渠の始まる箇所。
- ② 管渠の起点、屈曲点、合流点、内径または勾配が変化する箇所および直線部においては、内径の120倍以内の箇所。
- (4) 開発に伴い、柵及びマンホールは次の事項によること。
  - ① もっぱら雨水を排除すべき柵にあっては、柵及びマンホールの底に深さ15センチメートル以上の泥溜を、その他の柵又はマンホールにあっては、その接続する管渠の内径又は内のりに応じて相当幅のインパートを設けること。
  - ② 排水管の土被りは、公道内及び私道内では120センチメートル以上、宅地内では、30センチメートル以上とする。
  - ③ 柵は、おおむね20センチメートル以上の円形または角形で鉄筋コンクリート製、プラスチック製等の不透水性なものとし、ふたは頑固で耐久性のある材質とし密閉ふたとする。  
ただし、車道内については別途協議するものとする。
- (5) 下水道供用開始区域においては、事前に市長と協議するものとする。

(擁壁)

- 1 外周擁壁については、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、練ブロック積とし、構造は山梨県宅地開発事業の基準に関する条例に準ずるものとする。
- 2 区画壁については、無筋コンクリート造りとして、天端12cm以上、根入れ30cm以上とする。

(宅地造成)

- 1 開発区域内の地盤が軟弱であるときは、沈下または隆起が生じないように土の置換水抜き、その他の措置を講ずること。
- 2 地表水は、造成によって生ずるがけの反対方向に流れるようにすること。
- 3 切土のあとや地下水等の影響で地盤のゆるみ、またはすべりが生ずる恐れがあるときは、盲排水管を設置する等、地盤の安全に必要な措置を講ずること。
- 4 盛土が雨水等の浸透により、ゆるみ、沈下、崩壊が生じないように工事を施行すること。
- 5 傾斜に盛土をする場合は、既存の地盤がすべらないように段切り等の必要な措置を講ずること。
- 6 切土、盛土によって生じたがけ面は、崩壊しないように宅地造成等規制法の規定に基づく技術基準を標準に、擁壁の設置、芝張り、モルタル吹付等、安全的対策が図られていること。

(消防水利)

- 1 開発者は、消防に必要な水利施設(以下消防水利という)を防火対象物から測定して、商工業地域にあっては半径120メートル以内、その他の地域にあっては半径140メートル以内となるよう配置しなければならない。
- 2 消防水利取水点は、消防自動車が水利地点から3メートル以内接近し、容易に部署できるものとする。
- 3 消火栓は、呼称75の口径を有するもので直径75ミリメートル以上の管に取付けられていなければならない。
- 4 開発区域面積が、3000平方メートル以上の場合には防火水槽(40ℓ)を1基以上かつ消火栓1基以上設置すること。

(水道施設)

- 1 開発者は、開発区域の給水に必要な水源の確保及び配水については、周辺住民及び水利権者並びに市長と協議の上、必要な施設を設置すること。なおこれに起因して地域住民の所有する井戸等の水源が枯渇した場合は、開発者の責任で代替する等必要な処置を講じなければならない。
- 2 開発者が自ら設置した水道施設を市に移管する場合は、水道法に基づく施設基準に適合しているかどうかを確認した上で、市に無償譲渡しなければならない。
- 3 市の給水区域内で、市長が認めるときは、市の設置する水道を利用できる。この場合において開発者は、市長と事前に協議するとともに、開発区域内の給水に必要な施設の設置に要する経費を負担し、工事完了後は無償で市に移管しなければならない。
- 4 自家用水の取水、又は専用水道施設を設置しようとする開発者は、事前に市長と協議し、その指示に従うこと。

(塵芥収集場所)

住宅建築を目的とする開発行為の場合、計画戸数その他に留意し、塵芥収集場所については開発者と市が協議するものとする。

(公共公益施設)

大規模開発行為による公共公益施設の建設については開発者が市との協議によるものとする。

(汚水処理施設)

汚水処理施設の設計については、下記の項目を参考にするものとする。

- 1 開発者は、処理対象人員が501人以上の開発行為を行うときは、水洗し尿とし、汚水処理施設を開発区域内に設置しなければならない。また、その排水基準は浄化槽法(昭和58年法律第43号)による。(処理対象人員の算定は建築基準法によるものとする。)
- 2 処理対象人員51人以上の処理施設は、合併処理するよう努めるものとし、水洗し尿に努めるものとし、その排水基準は浄化槽法による。(処理対象人員の算定は建築基準法によるものとする。)
- 3 汚水処理施設の維持管理は、原則として利用者が行うものとし、保守点検及び清掃については、浄化槽法によるものとする。

(建築の制限)

1 高さの制限

建築物の高さの制限は、原則として下表による。

地域	高さ
第二種住居専用地域 住居地域 用途地域の指定の無い地域	20m
近隣商業地域 準工業地域	31m
商業地域	40m

2 意匠計画

- (1) 色はできるだけ原色等を避け、また彩度はできるだけ押さえることによりけばけばしくない落ち着いた色彩とすること。
- (2) 史跡、文化財等の周辺では、これと同系色とすること。
- (3) 形態については、周辺地域の環境の調和を著しく乱すものでないこと。

3 集会施設

住宅戸数が50戸以上となる場合には集会施設を設置すること。(規模については別途協議)

4 高さ13mを超える建築物で第2種住居専用地域、住居地域、用途地域の指定のない区域では隣地境界線から2m以上建築物を後退すること。

5 駐車場の確保

共同住宅、店舗、事務所等の施設については、居住者及び利用者のため必要な駐車場及び駐輪場を十分確保すること。

(文化財の保護)

- 1 開発者は、事前に開発行為地域が埋蔵文化財の包蔵地であるかを韭崎市教育委員会(以下「教育委員会」という)に照会し、開発地域が埋蔵文化財の包蔵地である場合は教育委員会と協議し指導を受けること。
- 2 造成中新たに文化財が発見された場合は、直ちにその部分の工事を中止し、教育委員会に届出をし、その指示に従うこと。

(その他)

- 1 開発区域に隣接する幅員4m未満の市道、農道等については、道路のセンターから2m以上を確保し、舗装工事を施工し、市に帰属するものとする。
- 2 開発区域内の水路及び開発区域に隣接する水路については、水路の管理幅50cm以上を確保し、舗装工事を施工し、市に帰属するものとする。また、排水として利用する水路について、市が水路回収を必要と判断したときは、市の指導に従い開発者の責任に於いて改修工事を施工し、市に帰属するものとする。

別表1

## 街角剪除標準

幅員／幅員	12.0m	10.0m	8.0m	6.0m	4.0m	交差角	備考
12.0m	4.0 6.0 5.0	3.0 5.0 3.0	3.0 5.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	90° 前後 60° 以下 120° 前後	数字はすべて車道側の寸法である
10.0m	3.0 5.0 3.0	3.0 5.0 3.0	3.0 5.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	" " "	
8.0m	3.0 5.0 3.0	3.0 5.0 3.0	3.0 5.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	" " "	
6.0m	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	" " "	
4.0m	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	3.0 3.0 3.0	" " "	

(趣旨)

第1条 この要領は、韮崎市開発行為等指導要綱(以下「指導要綱」という。)第15条の規定により、公共施設等の引き継ぎについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、指導要綱の適用を受ける開発行為について適用する。

(引き継ぎの申請)

第3条 開発者は、開発行為に係る工事が完了した時は、速やかに引継申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(引継検査)

第4条 市長は、前条の引継申請書の提出があった時は、当該公共施設等の引継検査を行うものとする。

(引き継ぎ)

第5条 市長は、前条の引継検査の完了後(第7条に規定する手直し工事を必要とするものにあつては、手直し工事完了後)に、当該公共施設等を開発者から引き継ぐものとする。

2 市長は、前項の規定により、公共施設等の引き継ぎが完了した場合は、引継受納書(第2号様式)を当該開発者に交付するものとする。

(中間検査)

第6条 市長は、公共施設等の引継ぎのため必要があると認めるときは、第4条に規定する引継検査の他、中間検査その他必要と認める検査を、申請図書等に基づき行うものとする。

2 中間検査は、開発者が工事に着手し、工事が完了するまでの間において、市長が必要と認める時期にその都度行うものとする。

(手直し工事)

第7条 中間検査または、引継検査の結果、不備な箇所があり、補修または、改良の措置を要するものについては、開発者は、市長の指示に従い手直し工事を行うものとする。

(手直し工事検査)

第8条 市長は、手直し工事が完了した時は、手直し工事検査を行うものとする。

(瑕疵担保)

第9条 この要領の規定により、韮崎市に移管となった公共施設等について移管後3年以内に発見された瑕疵、またはこれにより生じた損害は開発者の責任においてこれを補修し、もしくは損害の賠償をするものとする。

(雑則)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成4年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に開発中の事業及び開発に係る工事が完了しているもので公共施設等の引き継ぎが完了していないものについては、この要領の規定を適用する。

年 月 日

蕪崎市長

殿

開発者住所

氏名

印

## 引 継 申 請 書

蕪崎市開発行為等指導要綱第15条の規定に基づく公共施設等の引き継ぎを別紙関係図書(別記付表1～5)を添えて申請します。

付表1

## 道路関係施設引継調書

番号

名称					
所在地					
敷 地 面 積	面積	勾配	幅員	延長	備考
	m <sup>2</sup>	%	m	m	
構 造					

## 水路関係施設引継調書

番号

名 称					
所在地					
敷 地 面 積	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考
	m <sup>2</sup>	%	m	m	
構 造					

### 公園関係施設引継調書

団 地 名	
申 請 者 住 所	
氏 名	
引 継 年 月 日	
所 在 地	
面 積	
計 画 人 口	
公 園 面 積	
緑 地 面 積	
区域に対する公園率	
区域に対する緑地率	
計画人口に対する公園率	
備 考	

## 各 緑 地 箇 所 調 書

番号

名 称					
所 在 地					
沿革の概要					
敷 地 面 積	総 面 積	残 存 緑 地	法 面 緑 地	法 面 勾 配	備 考
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
構 造					



年 月 日

# 引 継 受 納 書

開 発 者

殿

韮崎市長

印

年 月 日付で引継申込を受けた公共施設は、年 月 日で受納しました。

引 継 を 受 け た 公 共 施 設 の 表 示	所 在 山梨県韮崎市
	明 細
摘 要	

**蕪崎市開発行為等指導要綱**

**蕪崎市開発行為等指導要綱技術基準**

**蕪崎市開発行為等に係る公共施設等の引継要領**

**関 係 資 料**

# 引継図書の作成方法

## 1 道路関係

(1)道路台帳実測平面図 (2)分筆後の公図写 (3)道路台帳確定測量図(求積図)

(1)~(3)の図面は当該造成区域全体及び関連する道路につき、次に掲げる事項を記載した縮尺500分の1の平面図とする。

ア. 道路区域の境界線

イ. 市町村、大字及び字の名称、境界線

ウ. 車道の幅員0.5メートル以上で変化する箇所毎における車道及び歩道幅員

エ. 曲線半径(30メートル以上のものを除く)

オ. 縦断勾配(8パーセント未満のものを除く)

カ. 路面の種類

キ. トンネル、橋、横断歩道橋、地下横断歩道等の道路法第2条第1項にいう道路施設又は工作物、並びにこれらの名称

ク. 道路元標、その他道路法第2条第2項にいう道路の付属物

ケ. 自動車交通不能区間

コ. その他関係法令により規定されたもの

サ. 調整年月日、縮尺、凡例、図面名称、工事写真

### (4) 横断図

当該造成区域内及び関係する道路について原則として50分の1の横断図を次の箇所で作成する。

ア. 車道及び歩道の幅員が変わる箇所

イ. 横断図には境界線を表示する。

ウ. 横断箇所は縮尺500分の1又は1000分の1の平面図に記入する。

## 2 水路関係

### (1) 構造図

当該造成区域全体及び関係する河川、水路等のうち韭崎市において維持管理する施設の構造図を作成する。

### (2) 排水施設竣工図

図面は当該造成区域全体及び関連する河川、水路等の排水施設につき、次に掲げる事項を記載した縮尺500分の1の平面図とし雨水及び污水別に作成する。

ア. 公共用地の境界線及び境界

イ. 公共施設の名称

ウ. 施設の位置、形状、内径、延長、流下方向、構造（材質）

エ. 管渠及び暗渠の勾配、管底高

オ. 取付管渠の位置、形状、内径、構造（材質）

カ. マンホールの位置、種類及び内径

キ. 宅内雨水楯、宅内污水楯、及び集水楯の位置及び内径

ク. 道路及び道路敷法面の側溝、暗渠、集水楯の位置、形状、内径、構造（材質）

ケ. 処理施設、調整池、沈砂池の名称及び位置

コ. 方位、縮尺、凡例、図面名称及び調整年月日、工事写真

### (3) 管渠、暗渠の記入方法

ア. 管渠は一本の実線とし、暗渠は内径にて二本線の破線とする。

イ. 管渠及び暗渠の形状表示は次の記号による。

円形管                      矩形渠

馬てい形渠                台形渠

ウ. 管渠の大きさは、円形の場合は内径を、矩形等特殊形状のものは幅については底幅を、高さについては最大のものを表す。

エ. 管渠及び暗渠のうち本管の管底高はマンホール内壁部における各管の高さをもって表す。

オ. 管渠、暗渠の形状、勾配、延長を表す文字は、マンホールとマンホールの間に記入し、管底高を表示する文字は所属管と並行して管底変化箇所に記入する。記入できない場合は、適当に位置を変更して引出線をもって表示する。

#### (4) 開 渠

ア. 開渠について内幅300 ミリメートル以下のものについては、構造物の外側線のみを表示し、内幅300 ミリメートルを超えるものについては、外側線、底幅線及び天端線を表示する。

イ. 開渠の形状表示は、次の記号による。

開渠                      開渠（台形断面）

ウ. 開渠の大きさは、内径寸法を表示し、次のように表示する。

（副）（高さ）              （底副）（天端副）（高さ）

300 × 300                      300 ・ 500 × 500

エ. 開渠の断面が一定でないものは、その最小断面を表示する。

オ. 開渠については、内幅300 ミリメートルを超えるものは、勾配及び延長を、300 ミリメートル以下の場合は、延長を流路と並行して表示する。

#### (5) マンホール

ア. マンホールの地盤高はマンホール蓋縁枠の高さをもって表示する。

イ. マンホール箇所の地盤高記入にあたっては、マンホールの中心より引出線を引き表示する。

#### (6) 柵及び取付管

ア. 柵の記号は雨水柵、汚水柵及び集水柵ごとに区別して表示する。

イ. 取付管（枝管）については、内径、形状、構造（材質）、位置について記入する。

### 3 占用施設関係

#### (1) 占用施設竣工図

図面は、当該造成区域全体及び関連する道路につき、次に掲げる事項を記載した縮尺500分の1の平面図及び施設構造物図とする。

ア. 公共用地の境界線及び境界

イ. 公共施設の名称

ウ. 道路及びその他公共施設を占用する地下埋設物

エ. 道路及びその他公共施設を占用する物件

オ. 占用物の位置及び地下埋設物については、その管径

カ. 方位、縮尺、凡例、図面名称及び調整年月日、工事写真

#### (2) 占用施設の記入方法

ア. 管路等については、一点鎖線、二点鎖線、その他の線により表示し、線と並行して種類及び径を表示する。

イ. その他の物件については記号により表示する。

(3) 占用施設について、利害関係者と協議、契約があれば、それらの書類の写し又はてん末書を提出すること。

### 4 図面仕様及び部数（各1部）

(1) 道路台帳平面図（青焼）

(2) 横断図（青焼）

(3) 横断箇所平面図（青焼）

(4) 構造図（青焼）

(5) 排水施設竣工図（青焼）

(6) 占用施設竣工図（青焼）

(7) 丈量図（青焼）

## 5 公園関係

(1) 公園位置図（縮尺2500分の1）

(2) 平面図

平面図には隣接する敷地及び建築物等があれば記入すること。

(3) 境界明示図

境界明示図には縮尺30分の1で構造物の断面を記入する。

(4) 消防水利等の占用物件がある場合は、平面図に位置を明示し、関係図面構造計算書を添付すること。

(5) 求積図

（周囲延長、境界杭表示、座標計算書）

(6) 縦横断面図（縮尺100分1～500分1）

(7) 施設構造図

（製品名を明記すること。）

(8) 排水関係図

(9) 公園施設承認図

(10) 建築物がある場合は建築確認図等を添付する。

(11) 工事写真

## 6 消防関係

(1) 消防水利位置図：消火栓については、水源配水系統、口径を表示する。

(2) 防火水槽の構造図及び計算書

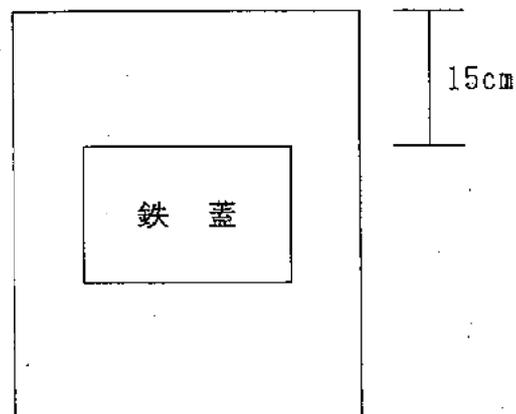
(3) 防火水槽には標識を設置する。

設置については消防署と協議する。

(4) 求積図（縮尺200分の1～500分の1）

（周囲延長、境界杭表示）

(5) 防火水槽（制水弁）消火栓の鉄蓋周囲を黄色で塗色する。



平成 年 月 日

韭崎市長 殿

申込人 住所  
氏 名

印

寄 附 申 込 書

次のとおり寄附したいので申込みます。

記

- 1 寄附物件の表示
  - (1) 所在地及び地番
  - (2) 財産の現況、種類、構造、数量及び沿革
- 2 寄附物件の時価見積額
- 3 寄附の条件
- 4 寄附しようとする理由
- 5 添付書類

開発行為に基づく寄付申込みに必要な提出書類

NO	書類名	添付数	備考
1	寄付申込書	1	
2	寄付受納書	1	
3	印鑑証明	1	寄付申込み日より3ヶ月以内のもの
4	登記承諾書	2 (1部写)	
5	資格証明書	2 (1部写)	寄付申込み日より3ヶ月以内のもの
6	公 図	2	
7	位 置 図	2	
8	地積測量図	2	地目ごと
9	登記簿謄本	2 (1部写)	分筆・地目変更が完了したもの

都収第 号  
平成 年 月 日

殿

韭崎市長

寄 附 受 納 書

平成 年 月 日付けで寄附申し込みのありました次の財産については、これをお受けいたします。

記

1 所在地及び地番

2 種類、構造及び数量

開発行為に基づく公共施設の引継関係に必要な提出書類

NO	書類名	添付数	備考
1	引継申請書	1	韭崎市開発行為等指導要綱
2	引継受納書	1	〃
3	確約書	1	
4	引継調書（道路関係）	1	〃
5	引継調書（水路関係）	1	〃
6	引継調書（公園関係）	1	〃
7	引継調書（緑地関係）	1	〃
8	引継調書（消防・安全対策関係）	1	〃
9	確定測量図	1	分筆・地目変更が完了したもの

# 確 約 書

この度、私共が開発行為に伴い寄付いたしました物件の管理につきましては、  
下記事項を遵守いたします。

## <公共施設が受納されるまでの期間>

- 1、市及び地元並びに第三者に損害を及ぼすおそれのある場合は、私共の責任において損害の発生を防止いたします。
- 2、市及び地元並びに第三者に損害を及ぼした場合は、私共の負担においてこれを賠償いたします。

## <公共施設移管後>

- 1、市に移管された公共施設について移管後3年以内に発見された瑕疵については、私共の責任においてこれを賠償いたします。

平成 年 月 日

斐崎市長

殿

起業者（寄附者）

住 所

氏 名

平成 年 月 日

葦崎市教育委員会  
教 育 長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

担当社・者

連絡先

### 埋蔵文化財有無の確認について(照会)

このことについて\_\_\_\_\_を行いますので、下記土地の  
埋蔵文化財の有無の確認について照会します。

記

#### 1. 照会先住所

\_\_\_\_\_番地 外 筆

#### 2. 着工予定日

平成 年 月 日 ・ 未定

#### 添付書類

- ① 照会場所位置図
- ② 照会土地図面
- ③ 設計図(基礎/埋立等の計画が掲載されているもの)

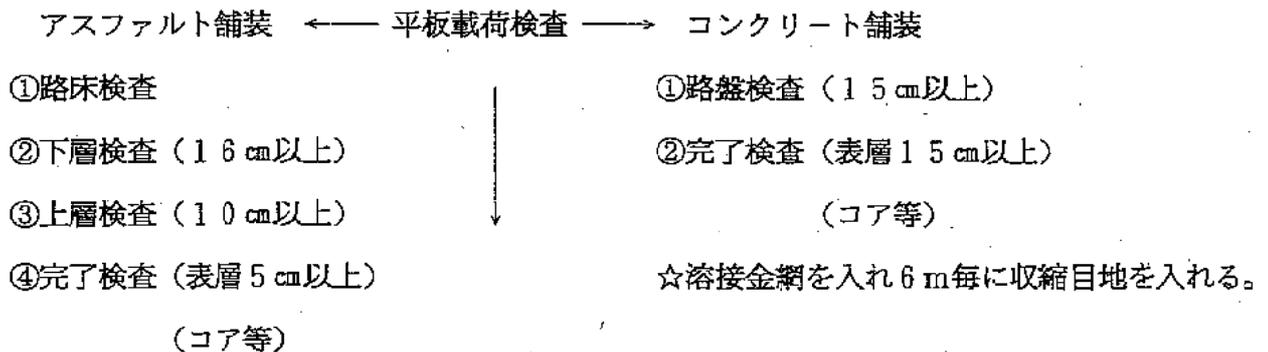
\* 添付書類はなるべくA4サイズでの提出をお願いします

# 韮崎市開発行為等指導要綱に基づく 開発事業についての注意事項

1. 工事着手届（工程表添付）を提出し、工事に着手すること。
2. 工事毎に写真を取っておくこと。（外壁等の基礎、型枠、配筋等）

## 3. 検査（韮崎市に帰属する施設）事項

- （1）基礎検査（必要に応じ実施）
- （2）型枠検査（水路、擁壁等）
- （3）道路検査



## 4. 工事完了届（写真を添付）の提出

## 5. その他注意事項

- （1）エラストイトは曲がり部と10 mに1ヶ所は入れること。
- （2）宅地への入口は切り下げタイプを使用すること。
- （3）水路に接する境界壁は水路底より浅くならないようにすること。
- （4）U型側溝は5 mに1ヶ所の受枠付グレーチングを設置すること。
- （5）検査を受ける時は事前に検査しておくこと。
- （6）検査の日程は事前に電話等で打ち合わせること。
- （7）公共施設の引き継ぎ前に必ず地目変更登記を完了すること。

## 蕪崎市開発行為等指導要綱に基づく手続フロー

### ◎ 事前協議（調査・質問等）

※必ず該当事項を各担当と事前協議して計画を作成してください

協議事項	担当課	担当
受付窓口、総合調整・指導 位置指定道路申請の経由	建設課	都市計画
市道・用途地域内水路	〃	建設土木
公共施設・法定外公共物（赤道等）	〃	管理
建築物・建築確認	〃	建築
農道・用途地域外水路（排水含む）	〃	農林土木
下水道	上下水道課	下水道
上水道	〃	水道工務
簡易水道	各管理組合（水道工務に相談）	
合併浄化槽・ごみ収集計画・残土処理 施工時の騒音、振動等公害関係	市民生活課	環境保全
交通安全施設・消火栓・防火水槽	総務課	危機管理担当
法定外公共物・市有地等の私下契約	〃	契約管財
埋蔵文化財等の確認	教育課	生涯学習文化財

### ○ その他法令の開発関連

農地転用・用途区域外農地建売分譲開発	産業観光課	農業委員会事務局
大店法・工場関係	〃	商工労政
位置指定道路、建築確認許可	山梨県中北建設事務所 建築課（甲府市貢川）	



### ◎ 土地利用協議図書の提出

A4のファイル綴 1部提出  関係図書の作成は別紙 指導要綱・技術基準参照	・土地利用協議書（第1号様式）	各必要項目を記入
	・説明会等報告書（第3号様式）	内容説明を記載、区長の印
	・権利者同意書（第4号様式）	地権者・債権者等
	・関係者同意書（第5号様式）	指導要綱第11条第2項の役員等
	・隣接者同意書（第6号様式）	4m以上の道を介する場合不要
	・各種図面	第1号様式裏面参照
	・登記簿謄本	
	・現況写真	2方向以上
・その他必要図書	委任状等	



### ◎ 土地利用調整会議

※ 日時・場所等は決定次第連絡（市役所会議室）

○ 協議内容 申請者側で土地利用計画の概要を説明、 担当者（約12名）より、事前協議内容の確認、 内容の質問、問題点の指摘等がある。	○ 申請者側出席者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発者（代表者等）</li> <li>・ 事業内容説明ができる者</li> <li>・ 測量等委任を受けた者</li> </ul> 資料（主要図面一式・A3縮小可）10部用意（当日で可）
---	--



協定書締結 土地利用協議審査書の交付	（10日～2週間後、協議件数が多いときはさらに数日を要します） 土地利用調整会議での指摘事項の改善後 道路占用許可・施工承認等の申請後
-----------------------	---

↓ 【※ 都計法の開発に該当の場合は審査報告書交付・都計法申請書経由受付 → 県へ】

工事着手届提出 工程表添付	建築物も同時進行の場合は 開発工事完了前建築承認申請が必要（様式有り）
------------------	--



工事完了届（要写真添付）	完了検査日時を連絡
--------------	-----------



工事完了検査	完了届提出数日後現地にて。指摘事項は修正後写真提出
--------	---------------------------



検査済証交付	検査指摘事項がない場合・指摘事項修正完了後 寄附行為の手続・公共施設の引継の提出後
--------	--